

令和5年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：令和5年5月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

第6 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第4号 非農地証明について

第8 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第9 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 8番 二本木俊二 9番 田代和秋

10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、井上清澄、階本誠一、野田英夫、佐々木建也、

湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。それでは、ただ今より、令和 5 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開会いたします。コロナウイルスも5類へ移行し沈静化している状況ですが、皆様おかれましては今後も十分注意するようお願いいたします。さて、皆様もご存じのとおり、地域計画策定に向けて本格的に始動開始しました。該当区域の委員さんには個別に連絡して会議に出席していただいたところです。今後も詳細な策定に向けて農業者への聞き取り調査をはじめ、ご尽力いただきますようお願いいたします。また、慶びの報告ですが、桜江町今田・市山地域の農地利用最適化推進委員である井上清澄さんが江津市から永年勤続による功労者表彰を受賞いたしました。市町村合併以前から長年に亘り農業委員の業務にご尽力いただいたことによる表彰です。おめでとうございます。それでは本日の総会ですが、大村委員、河村推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告がありました。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、5 番 柳原委員、6 番 和田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてでございます。農地の所在は桜江町谷住郷●●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●代理相続人、●●●●さん、●●●市●●区●●●一●●●一●●●です。賃借人が●●●●●●●●●●、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約でございます。解約の届出が 5 月 1 日、解約成立日は 3 月 31 日、引き渡しは 4 月 30 日となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 による届出については、ご了承願います。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 2 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてでございます。農地の所在は桜江町谷住郷●●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●県●●市●●丁目●●番●●●●号です。賃借人が●●●●●●●●、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約でございます。解約の届出が 5 月 1 日、解約成立日は 3 月 31 日、引き渡しは 4 月 30 日となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件についてご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定の 2 による届出については、ご了承願います。

地形変更届出

《 後地町 》

会 長 日程第 3、承認第 1 号「農地の地形変更届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは承認第 1 号、農地の地形変更届出についてです。農地の所在は後地町●●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡、後地町●●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡の内●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。地形変更届出者も●●●●さんです。地形変更の理由としては、田から畑への切替えということで、県による公共工事における残土を田に入れて畑に転換するということとございます。工期は令和 5 年 5 月 23 日から令和 6 年 5 月 22 日です。隣接地に影響を与えないよう緩衝勾配で整形し、令和 3 年度施工時と同じ高さとし土砂の流出を防ぐ。また、盛土表面に

は営農に支障が出ないように、畑として利用するための耕土を設置するとのことです。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 説明をいたします。位置図は1ページをご覧ください。16日に現地確認をいたしました。上部中央の道路を北上すれば国道9号線に接する位置です。左下から右下に向けて、●●●●●●●●が通っており、浅利から進んで都治集落に差し掛かる約●●●m手前の交差点付近です。申請地は令和3年度に嵩上げを行った農地の隣接地であり、同様の手法で地形変更を行うということでした。確認したところ隣接地への影響もないと思われまので、特に問題は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出については、承認することに決しました。

農地法 第4条

《 松川町八神 》

会 長 日程第4、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番。農地の所在は松川町八神●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●区●●町●丁目●番●●●号です。転用目的は個人住宅の建築で、詳細としましては昭和29年月日不詳から申請地に住宅を建てているということで、現状に合わせての申請で顛末書が添付されています。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 はい、それでは位置図の2ページをご覧ください。左側に国道261号線が

ございます。国道 9 号線から入ってくる方向で下側は桜江町方面になります。9 号線から約●●キロの辺りに松川町●●地区がございますが、●●して市道に入り約●●●m 進んだところが申請地です。申請者の親族が居住しているとのことでした。お話を伺ったところ、本年、相続登記を行った際に住居の敷地が農地であると判明したため、改めて転用の申請を行うとのことでした。昭和 29 年に住居を建てて居住しており、状況等を記載した顛末書も添付されていたとのことですので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条第 1 項第 6 号

《 松川町太田 》

会 長 　日程第 5、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出でございます。農地の所在は松川町太田●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡の内●●●●、●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は国土交通省中国地方整備浜田河川国道事務所、●●●●さん、浜田市相生町●●●番地です。転用目的は工事用道路でございます。状況としましては、公共工事で、遺跡調査の為に発掘するということでの工事と、堤防の設置に係る迂回路設置工事の為に、農地を一時転用するということでございます。対価は年額●●●●円です。転用期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日となっております。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 はい、それでは位置図の3ページをご覧ください。先ほど4条申請審議の際に説明した場所の●●●m 手前の松川町太田地区でございますが、3月総会で許可のあった通り、迂回路の道路を設置するということに伴っての転用です。今回は、この迂回路を使用して出入りをしてもらう建設業者のユニック車が通行の際に道路幅が狭く重機走行に不都合があるとのことで、回転場所を追加申請するということでした。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、可決されました。

農地法 第5条

《 桜江町今田 》

会 長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。この議題は井上推進委員が関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、井上推進委員の退席を求めます。

[ 井上清澄推進委員 退席 ]

会 長 事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は桜江町今田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。理由としましては、申請地に倉庫を建築して利用するということでございます。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和6年3月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 はい、それでは位置図の5ページをご覧ください。中央の上部の道路が桜江町●●地内から●●地区へ接続する市道で、●●●を渡ったところが今田地区です。交差点を●●し約●●●m進み、枕の滝川河口から●●●側に約●●●mの●●●●●の手前の●●●に位置します。農業用の器具倉庫とのことですが、駐車スペースも設けるとのことでの転用申請です。周囲の農地に影響はないと思われまますので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

[ 井上清澄推進委員 退席解除 ]

## 《 二宮町神主 》

会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は2番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●町●丁目●番●●号です。譲受人は株式会社●●●●●●、●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用理由は宅地造成でございます。対価は10aあたり●●●●千円で、工期は許可の日から令和6年1月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 それでは、説明をいたします。位置図は6ページをご覧ください。図面を横長に見ていただいて左側上部を斜めに国道9号線が通っておりまして、信号のある交差点付近に●●●●●●がありますが、その交差点を●●●へ約●●●●m進みますと申請地がございます。今は何も作られておりません。草が生え

ておりますが、雑木は生えておりません。放置されている状況です。周りは徐々に宅地化されてきております。排水は申請地部分のすぐ横に排水路がありますので、そちらに流せば問題無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　番号は3番です。農地の所在は都野津町●●●番●、地目は畑、面積が●●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市大字●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用理由は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、仮設物置の設置及び駐車場敷地として利用したいということです。対価は10aあたり●●●●千円で、工期は許可の日から令和5年12月31日となっております。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 　それでは、説明をいたします。位置図は7ページをご覧ください。横長に見ていただくと、中央部に国道9号線に接続し跡市方面につながる市道がございます。道なりに進み、●●●●●●の横を通過し跡市方面へ約●●●mの地点に交差点がございます。交差点を●●しまして約●●●mのところ申請地がございます。隣接地は申請者の住宅です。整地して駐車場及び物置の設置ということですが、周囲はすでに住宅地となっており転用に問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問



問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は4番です。農地の所在は都野津町●●●番●●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市大字●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用理由は個人住宅の建築でございます。対価は10aあたり●●●●千円で、工期は許可の日から令和6年5月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 それでは、説明をいたします。位置図は7ページをご覧ください。場所については先ほど説明した農地の隣接地です。申請地は住宅建築のための転用ということで周囲は住宅地となっており耕作地は見られません。影響もないと思われまます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

非農地証明



9 番委員 それでは、説明をいたします。位置図は8ページ及び9ページと非農地証明現況写真①②をご覧ください。縮尺が違いますが、9ページの中央左に位置する3355番1と3354番1の間に8ページの斜線部分の農地が入ります。位置は9ページ右下から中央上部に県道皆井田江津線が通っておりまして、長谷集落の●●●●●●から●●●方面に約●●●m 進んだ県道沿線と申請者の住居へ向けて●●し●●m 進んだ左側の農地そしてさらに●●●m 進んで現在居住していない申請者の住宅付近及びその背後地のやや拓けた場所の農地です。最適化推進委員の湯浅氏と同行し確認いたしました。県道沿線と自宅進入路付近は、以前に耕作していたような形跡も見られましたが笹等が繁茂しており利用可能な農地ではないと思われました。また進入路は土砂崩落のため通行困難な状態でした。自宅付近としては数年間にわたって管理ができない状況であったと推察され、加えて、背後地においては雑木も茂っており農地としては活用できないと思われまます。したがって非農地としての証明案件は妥当であると思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です

会 長 続いて、湯浅推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

湯浅推進委員 田代委員と同行して現地の確認を行いました。状況は委員が説明したとおりで、長年に亘って耕作されず、雑木繁茂も提出された写真で確認できるように営農活動を行うことは難しく、非農地判断が妥当だと思われまます。

会 長 ただ今、説明および調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めまます。よって、非農地証明の1及び2については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 日程第8、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積

計画の承認についてです。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。番号は1番。農地の所在は都治町●●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に2番です。農地の所在は都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に3番です。農地の所在は都治町●●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に4番です。農地の所在は都治町●●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に5番です。農地の所在は都治町●●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、都治町●●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に6番です。農地の所在は都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番●地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和

15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に7番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に8番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に9番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は田でございます。貸借期間は令和5年6月1日から令和15年12月31日、10年7ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは意見第2号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように1ページ目には、集計表が

ございます。次の 2 ページをご覧ください。番号 1 番です。農地の所在は桜江町江尾●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●●町●丁目●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、期間は 3 年でございます。次に 2 番、農地の所在は松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、期間は 3 年です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　日程第 9、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　事務局から、農業委員・農地利用最適化推進委員さんの公募の状況の報告をさせていただきます。このたび 7 月の任期満了にあたり、3 月 1 日から 31 日までの 1 か月間で募集をいたしまして、それぞれ 11 人ずつの推薦及び応募をいただいたところです。推薦及び応募いただきましたみなさま、ありがとうございました。今後、農業委員については 6 月議会で任命の同意を得て、7 月 24 日の総会で任命、推進委員については 7 月 24 日の総会で委嘱ということになりますのでよろしく願いいたします。以上です。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 6 月 21 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 30 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員